

2015年3月16日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第4条第1項の規定に基づき、追手門学院大学大学院心理学研究科(以下「本研究科」という。)について、必要な事項を定める。

(教育目的)

第2条 本研究科は、心理学の専門資格を有し心理職に就き活躍できる高度専門職業人の養成、知識基盤社会を支える高度な心理学の専門的知識を有する教養人の養成、及び将来は研究者となるための人材を養成することを目的とする。

2 博士前期課程は、心理学の各専門分野に係る多様な心理学的事象を対象とするため3コースにてそれぞれ実証的研究・情報発信を行いながら、複雑化する人と社会の課題に対し心理学の領域に固有な推理能力を備えた専門分野に関する深い学識と専門資格を有する研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

(1) 臨床心理学コースは、心理臨床の専門的知識・技能を用いて心理的問題に関わり援助するための実践的な問題解決能力を高め、臨床心理学の研究者として、また社会の求める専門知識を備えた高度専門職業人として、社会的貢献のできる人材を養成することを目的とする。

(2) 生涯発達・生涯教育心理学コース及び社会・環境・犯罪心理学コースは、知識基盤社会を支えるためより高度な分析能力と専門知識を高め、心理学的な問題解決を図りながら社会の発展に貢献できる創造性及び学識豊かな研究者又は高度専門職業人を育成することを目的とする。

3 博士後期課程は、高度な専門的知識を持ち、心理学研究の発展に寄与するような教育研究に携わる人材の育成並びに、心理学の基礎分野の専門知識と対応スキルを持ち、公認心理師に加え、臨床心理士、臨床発達心理士をはじめとした幅広い臨床・応用領域で社会貢献できる高度心理専門職の育成に資する人材を育成することを目的とする。

(専攻)

第3条 本研究科の専攻及びコースは、次のとおりとする。

心理学専攻博士前期課程 臨床心理学コース

生涯発達・生涯教育心理学コース

社会・環境・犯罪心理学コース

心理学専攻博士後期課程

(定員)

第4条 心理学専攻の学生定員は、次のとおりとする。

心理学専攻	入学定員	編入学定員	収容定員
博士前期課程	25名		50名
博士後期課程	3名		9名

(標準修業年限等)

第5条 本研究科博士課程の標準修業年限は5年とし、これを標準修業年限2年の博士前期課程と標準修業年限3年の博士後期課程に区分し、前者を修士課程として取り扱う。

2 職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を超えて一定期間に計画的な履修を行い修了することを希望する者には、大学院学則第3条第3項に定める長期履修制度の適用を認めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(学年、学期及び休業日)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて前期・後期の2学期とし、期間については別に定める。

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 学院創立記念日(5月29日)
- (4) 本学が定めた夏期、冬期及び春期休業日

2 前項第4号に規定の休業期間は、本学学年暦による。

3 学長は、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(授業科目及び単位数)

第8条 授業科目及びその単位数は、別表 のとおりとする。

2 前項に規定する授業科目のうち、大学院共通科目については、第13条に規定する修了

要件に含めない。

(授業科目の履修)

第9条 授業科目の履修については、第8条に規定する授業科目一覧等に基づき、指導教員と相談の上決定するものとする。

2 授業科目の履修にあたっては、所定の方法により指定された期日までに履修登録を行わなければならない。

3 各学期における履修登録に単位制限は設けない。ただし、第5条第2項に規定する長期履修学生にあつては、指導教員から十分な指導を受け、計画的にかつ柔軟な履修計画を立てるものとする。

4 博士前期課程においては、所属コース以外の特論科目については、8単位を上限に履修できる。ただし、第13条に規定する修了要件には含めない。

(授業の方法)

第10条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 各授業科目の単位数は、追手門学院大学学則(以下「本学学則」という。)第19条第1項の規定を準用する。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

4 前項に規定する授業は文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所(外国を含む。)で履修させることができる。

(教育方法の特例)

第11条 本研究科は、大学院学則第4条第3項に基づき、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(研究指導)

第12条 学生には、指導教員を定める。

2 指導教員は、専攻担当の教員とする。

3 指導教員の決定は、別にこれを定める。

(修了要件)

第13条 博士前期課程及び博士後期課程の修了要件については、次の各号とおりとする。

(1) 博士前期課程臨床心理学コース

2年以上在学し、第8条に規定する開講科目表の履修区分に従って、必修16単位、コース演習2単位を含む選択必修14単位以上及び選択から、合計30単位以上を修得しなければならない。

(2) 博士前期課程生涯発達・生涯教育心理学コース

2年以上在学し、第8条に規定する開講科目表の履修区分に従って、必修3単位を含む演習及び実習を6単位以上、講義24単位以上の合計30単位以上を修得しなければならない。

(3) 博士前期課程社会・環境・犯罪心理学コース

2年以上在学し、第8条に規定する開講科目表の履修区分に従って、必修4単位を含む演習及び実習を6単位以上、講義24単位以上の合計30単位以上を修得しなければならない。

(4) 博士後期課程

3年以上在学し、特別研究8単位以上と特別演習12単位以上、合計20単位以上を修得、また、必要な指導を受け博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。

2 博士前期課程においては各コースとも、必要な指導を受け修士論文の審査及び試験に合格しなければならない。

3 修士論文及び博士論文の審査と試験については、追手門学院大学学位規程(以下「本学学位規程」という。)の定めによるほか、別にこれを定める。

4 第1項に規定する博士前期課程におけるコースの変更は、原則としてこれを認めない。ただし、臨床心理学コースから他コースへの変更は、認める場合がある。

(在学年限)

第14条 在学年限は、大学院学則第13条に基づき、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることができない。

2 第5条第2項に規定する長期履修学生の履修期間についても、前項に規定する在学年限を超えることはできない。

(成績評価)

第15条 各授業科目の評価は、試験によるほか、平素の成績を総合的に評価して行う。

2 試験等は、授業科目が終了した際、授業科目担当教員が適宜定める。

3 成績評点は、100点満点とし、60点以上を合格とし、評価と点数の対応は次のとおりとする。

評価	点数
----	----

秀	90 ~ 100
優	80 ~ 89
良	70 ~ 79
可	60 ~ 69
不可	0 ~ 59

4 試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

(課程修了の認定)

第16条 課程修了の認定を得た者には、次のとおり学位を授与する。

心理学研究科 心理学専攻 博士前期課程 修士(心理学)

心理学研究科 心理学専攻 博士後期課程 博士(心理学)

2 学位及び学位授与に関しては、本研究科規程に定めるもののほか、大学院学則及び本学学位規程の定めるところによる。

(入学)

第17条 入学の時期は、毎学年度の始めとする。

第18条 本研究科の博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修

了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (10) 本大学院において、個別の入学審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

第19条 本研究科の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の大学、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学許可)

第20条 入学志願者に対して、検定を行い選抜する。検定の方法は、別に定める。

- 2 入学は、研究科委員会の意見を聴き学長が決定する。
- 3 本研究科に入学を許可された者は、指定の期日までに所定の入学手続をしなければならない。
- 4 前項の入学手続を履行しない者は、入学の許可を取り消す。

(休学)

第21条 病気その他やむを得ない理由で引き続き6か月以上修学できない場合は、休学願を研究科長に提出し、その許可を得て休学することができる。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休学の期間は、引き続き2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、博士前期課程、博士後期課程について、それぞれ通算して3年を超えることができない。
- 4 休学の期間は、在学年数に算入しない。

第22条 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願を研究科長に提出し、その承認を得なければならない。

第23条 休学中は、授業料その他の学費を減免する。

- 2 前項により減免する授業料その他の学費及びその額は、別にこれを定める。

(退学)

第24条 退学しようとする者は、その事由を具して学長に願い出、許可を受けなければならない。

- 2 本研究科の博士後期課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、博士論文提出のために引き続き在学するための所定の手続を履行しなかった場合、学年度末をもって退学した者として取り扱う。

(再入学)

第25条 前条により退学した者又は除籍された者が同一の専攻に再入学を願い出たときは、退学又は除籍後2年以内に限り、選考の上、これを許可することがある。ただし、大学院学則第13条に定める在学年限を超えて除籍された者は、再入学を許可しない。

- 2 再入学の時期は、毎学年度の始めとする。

(転学)

第26条 他の大学の大学院へ入学又は転学を志望するときは、学長の許可を受けなければならない。

- 2 他の大学の大学院より本大学院への転学は、欠員がある場合に限り、選考の上許可することがある。

(委託生)

第27条 学校、官庁その他公共団体等から本研究科の特定の授業科目を指定して修学を委託されたときは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第28条 第18条から第20条までの規定によらないで、本研究科の特定の授業科目を指定して履修を願い出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第29条 第18条から第20条までの規定によらないで、本研究科の特定の授業科目を指定して聴講を願い出る者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

(研究生)

第30条 本研究科において研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生は、研修期間修了時に研究報告書を提出しなければならない。

(外国人特別学生)

第31条 外国人で、大学院学則第19条に定める資格を有する者が、同第22条によらないで本邦所在の外国公館の推薦により出願するときは、選考の上、外国人特別学生として入学を許可することができる。

(規程の準用)

第32条 大学院学則第1条、第2条、第4条、第6条から第8条まで、第9条第2項、第23条、第27条及び第45条から第46条までの規定は、委託生、科目等履修生、聴講生、及び研究生に準用する。

2 前項の規定のほか、大学院学則第19条及び第20条の規定は、委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。

3 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生に関する事項は、大学院学則及びこの規程の定めによるほか、別にこれを定める。

(入学検定料、入学金、授業料等)

第33条 本研究科に入学を出願する者は、大学院学則第40条に定める入学検定料を納付しなければならない。

2 本研究科に入学を許可された者は、大学院学則第41条に定める入学金及び所定の学費を納付しなければならない。ただし、第5条第2項に規定する長期履修学生については、別にこれを定める。

3 学生は、大学院学則第42条から第43条に定める授業料その他所定の学費を納付しなければならない。ただし、第5条第2項に規定する長期履修学生については、別にこれを定

める。

第34条 委託生は研修指導費、科目等履修生は履修料、聴講生は聴講料、研究生は研究指導費を納付しなければならない。

2 納付額については、大学学則第53条の定めによる。

第35条 入学金、授業料その他の学費、実験実習費、研修指導費、履修料、聴講料、研究指導費の金額及び徴収については、別にこれを定める。

第36条 既納の入学金、授業料その他の学費、研修指導費、履修料、聴講料、審査料及び研究指導費は、いかなる事情があっても返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、本大学院に入学を許可された者が指定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により入学金を除く授業料その他の学費を返付する。

3 前項の返付に関する取扱いは、別に定める。

第37条 修士論文又は博士論文審査のために引き続き在学する手続を行った場合の授業料その他の学費は、大学院学則第43条第2項及び第3項に定める減免を行う。

2 前項の規定に関わらず、第5条第2項に規定する長期履修学生については、これを別に定める。

(委員会)

第38条 大学院学則第48条に基づき、本研究科に研究科委員会を置く。

2 第20条及び大学院学則第48条に定めるほか、研究科委員会に関することは、別にこれを定める。

(賞罰及び除籍)

第39条 賞罰及び除籍については、大学院学則第46条に基づき、大学学則第63条から第66条までの規定を準用し、同学則第65条中当該学部会議を当該研究科委員会に、同学則第66条第1号中8年を博士前期課程にあつては4年に、博士後期課程にあつては6年に、それぞれ読み替えるものとする。

(その他)

第40条 大学院学則、学位規程及びこの規程に定めのない事項については、研究科委員会の意見を聞き、学長がこれを定める。

(事務の所管)

第41条 本研究科及びこの規程に関する事務は、教務課の所管とする。

(規程の改廃)

第42条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2017年4月1日から施行する。
- 2 2017年3月31日に在学するものについては、この規程の改正後の規程にかかわらず、従来の規定を適用する。

附 則

この規程は、2017年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。
- 2 2019年3月31日に在学するものについては、この規程の改正後の規程にかかわらず、従来の規程を適用する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

授業科目及び単位数

1 大学院共通科目

授業科目	単位
Academic English特論	4

2 心理学研究科心理学専攻博士前期課程

(1) 臨床心理学コース

履修区分	授業科目	単位	教職課程	
			社会	公民
必修	臨床心理学特論1	2		
	臨床心理学特論2	2		
	臨床心理面接特論1（心理支援に関する理論と実践）	2		

		臨床心理面接特論2	2		
		臨床心理アセスメント演習1（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2		
		臨床心理アセスメント演習2	2		
		臨床心理基礎実習	2		
		臨床心理実習1（心理実践実習）	1		
		臨床心理実習2	1		
選択必修	A	臨床心理学研究法特論1	2		
		臨床心理学研究法特論2	2		
		心理統計法特論	2		
	B	認知心理学特論	2		
		言語発達支援論	2		
		発達進化特論	2		
	C	社会心理学特論	2		
		犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2		
	D	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2		
		神経生理学特論	2		
		障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2		
	E	投映法特論	2		
		心理療法特論1	2		
		心理療法特論2	2		
	選択必修		臨床心理アセスメント実習 1（心理実践実習）	1	
		臨床心理アセスメント実習 2（心理実践実習）	1		
		臨床心理アセスメント実習 1（心理実践実習）	1		

臨床心理アセスメント実習 2 (心理実践実習)	1		
臨床心理実践基礎実習 (心理実践実習)	1		
臨床心理実践応用実習 (心理実践実習)	1		
臨床心理学コース演習1	1		
臨床心理学コース演習2	1		

上記のA～Eの科目群から、それぞれ2単位以上、計10単位以上を修得し、選択必修の区分から計14単位以上を修得すること。

履修区分	授業科目	単位	教職課程	
			社会	公民
選択	臨床心理学外短期実習 (心理実践実習)	1		
	臨床心理地域援助特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2		
	学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2		
	産業心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2		
	ガイダンス特論 (心の健康教育に関する理論と実践)	2		
	学校カウンセリング特論 (心理支援に関する理論と実践)	2		
	社会認知神経科学特論	2		
	上級集団力学演習	2		
	上級対人行動学演習	2		

上記の必修科目、選択必修科目および選択科目を含めて、合計30単位以上を修得すること。

履修区分	授業科目	単位	教職課程	
			社会	公民
他コース開講科目	記憶と言語	2		
	臨床発達心理学特論 (福祉分野に関する)	2		

理論と支援の展開)			
言語発達特論	2		
教育心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2		
生涯教育心理学演習	2		
生涯発達心理学演習	2		
発達教育アセスメント演習1(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2		
発達教育アセスメント演習2(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2		
学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2		

心理学研究科心理学専攻における専修免許状の授与について

中・高等学校教諭専修免許状取得のためには、「教職課程」欄の免許教科ごとに、印を付した授業科目を24単位以上、修得しなければならない。

(2) 生涯発達・生涯教育心理学コース

履修区分	授業科目	単位	教職課程	
			社会	公民
必修	生涯発達・生涯教育心理学研究演習	1		
	生涯発達・生涯教育心理学コース演習1	1		
	生涯発達・生涯教育心理学コース演習2	1		
選択必修	記憶と言語	2		
	認知心理学特論	2		
	臨床発達心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2		
	神経生理学特論	2		
	発達進化特論	2		
	言語発達特論	2		
	言語発達支援論	2		
	臨床発達支援特論	2		

	社会認知神経科学特論	2		
	教育心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2		
	学校心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2		
	ガイダンス特論(心の健康教育に関する理論と実践)	2		
	学校カウンセリング特論(心理支援に関する理論と実践)	2		
	カウンセリング技法演習(心理支援に関する理論と実践)	2		
	生涯教育心理学演習	2		
	生涯発達心理学演習	2		
	社会認知神経科学演習	2		
	発達教育アセスメント演習1(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2		
	発達教育アセスメント演習2(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2		
	発達教育心理実践実習 1(心理実践実習)	1		
	発達教育心理実践実習 2(心理実践実習)	1		
	発達教育心理実践実習 1(心理実践実習)	1		
	発達教育心理実践実習 2(心理実践実習)	1		
	以上の科目から、16単位以上を修得すること。			
履修区分	授業科目	単位	教職課程	
			社会	公民
選択	臨床心理学外短期実習(心理実践実習)	1		

精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2		
障害者(児)心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2		
学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2		
社会心理学特論	2		
環境心理学特論	2		
犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2		
対人行動学特論	2		
産業心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2		
臨床心理地域援助特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2		
心理統計法特論	2		
集団力学特論	2		
上記の必修科目、選択必修科目および選択科目を含めて、講義24単位以上、演習6単位以上、合計30単位以上を修得すること。			

心理学研究科心理学専攻における専修免許状の授与について

中・高等学校教諭専修免許状取得のためには、「教職課程」欄の免許教科ごとに、印を付した授業科目を24単位以上、修得しなければならない。

(3) 社会・環境・犯罪心理学コース

履修区分	授業科目	単位	教職課程	
			社会	公民
必修	社会・環境・犯罪心理学コース演習	2		
	社会・環境・犯罪心理学コース演習	2		
選択必修	社会心理学特論	2		
	環境心理学特論	2		

	犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2		
	対人行動学特論	2		
	産業心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2		
	臨床心理地域援助特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2		
	心理統計法特論	2		
	集団力学特論	2		
	以上の講義科目から、4科目8単位以上を修得すること。			
	上級社会心理学演習	2		
	上級環境心理学演習	2		
	上級犯罪心理学演習	2		
	上級対人行動学演習	2		
	上級集団力学演習	2		
	以上の演習科目から、1科目2単位以上を修得すること。			
履修区分	授業科目	単位	教職課程	
			社会	公民
選択	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2		
	障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2		
	記憶と言語	2		
	認知心理学特論	2		
	臨床発達心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2		
	神経生理学特論	2		

発達進化特論	2		
言語発達特論	2		
言語発達支援論	2		
臨床発達支援特論	2		
社会認知神経科学特論	2		
教育心理学特論(教育分野に関する理論 と支援の展開)	2		
学校心理学特論(教育分野に関する理論 と支援の展開)	2		
ガイダンス特論(心の健康教育に関する 理論と実践)	2		
学校カウンセリング特論(心理支援に関 する理論と実践)	2		
カウンセリング技法演習(心理支援に関 する理論と実践)	2		
生涯教育心理学演習	2		
生涯発達心理学演習	2		
発達教育アセスメント演習1(心理的ア セスメントに関する理論と実践)	2		
発達教育アセスメント演習2(心理的ア セスメントに関する理論と実践)	2		
発達教育心理実践実習 1(心理実践実 習)	1		
発達教育心理実践実習 2(心理実践実 習)	1		
発達教育心理実践実習 1(心理実践実 習)	1		
発達教育心理実践実習 2(心理実践実 習)	1		
臨床心理学外短期実習(心理実践実習)	1		

上記の必修科目、選択必修科目および選択科目を含めて、講義24 単位以上、演習6単位以上、合計30単位以上を修得すること。		
---	--	--

心理学研究科心理学専攻における専修免許状の授与について

中・高等学校教諭専修免許状取得のためには、「教職課程」欄の免許教科ごとに、印を付した授業科目を24単位以上、修得しなければならない。

3 心理学研究科心理学専攻博士後期課程

授業科目	単位数
認知・脳科学特別研究	4
社会心理学・集団力学特別研究	4
発達心理学・発達支援特別研究	4
認知・脳科学特別演習	4
認知・脳科学特別演習	4
認知・脳科学特別演習	4
社会心理学・集団力学特別演習	4
社会心理学・集団力学特別演習	4
社会心理学・集団力学特別演習	4
発達心理学・発達支援特別演習	4
発達心理学・発達支援特別演習	4
発達心理学・発達支援特別演習	4
上記の特別研究科目8単位以上と特別演習科目12単位以上、合計20単位以上を修得すること。	